

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年3月23日

株式会社フェリエスト

代表取締役 吉田 大太

問合せ先： 取締役 前田 真嗣

03-6721-1871

URL： <https://www.feriest.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、自他共に認める No. 1 の SNS マーケティング会社になることをビジョンを掲げ、加速する SNS マーケティング市場の経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化による経営の健全性と透明性を確保し、コンプライアンスを重視した経営に努めております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|----------------|-----------|-------|
| 株式会社 Big Thick | 7,500,000 | 75.0 |
| 吉田 大太 | 2,500,000 | 25.0 |

| | |
|-------|----------------------|
| 支配株主名 | 株式会社 Big Thick・吉田 大太 |
|-------|----------------------|

| | |
|------|----|
| 親会社名 | なし |
|------|----|

補足説明

株式会社 BigThick は、当社代表取締役である吉田大太とその近親者が議決権の過半数を保有する資産管理会社であります。

3. 企業属性

| | |
|----------|------------------|
| 上場予定市場区分 | TOKYO PRO Market |
| 決算期 | 8月 |
| 業種 | サービス業 |

| | |
|---------------------|--------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 10億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行う際には、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------|---------|
| 定款上の取締役の員数 | 4名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任していない |

【任意の委員会】

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

| | |
|------------|---------|
| 監査役会設置の有無 | 設置していない |
| 定款上の監査役の員数 | 3名 |
| 監査役の人数 | 1名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

| |
|---|
| 監査役は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。また、監査役は、内部監査責任者及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。 |
|---|

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 1名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 0名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 野口 力彌 | 税理士 | | | | | | | | | | | | | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 野口 力彌 | — | — | 税理士として培われた、会計及び税務、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。これらの点から、客観的、専門的な視点により、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行することができると判断し、選任しております。 |

【独立役員関係】

| | |
|---------|---|
| 独立役員の人数 | — |
|---------|---|

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

| | |
|-----------------|---|
| ストックオプションの付与対象者 | — |
|-----------------|---|

【取締役報酬関係】

| | |
|------|---------------|
| 開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|------|---------------|

該当項目に関する補足説明

| |
|--|
| 報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。 取締役および監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しております。 |
|--|

| | |
|---------------------|----|
| 報酬額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|---------------------|----|

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役個別の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各役員の実任範囲の大きさ、業績及び貢献度等を勘案した上、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の運営に関して、社外監査役が適切な職務遂行が行えるよう経営管理部・内部監査担当が適宜サポートしております。取締役会の開催に当たっては、取締役・社外監査役に対し、資料の事前配布を行い、重要な議案等に関しては必要に応じて内容説明を行うなど情報提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役3名で構成されております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。

(b) 監査役

監査役は、本書提出日現在、社外監査役1名で構成されております。監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、適宜必要な意見を述べるなど、取締役の職務の執行状況を監視・検証できる体制となっております。

(c) 会計監査

当社は、監査法人アヴァンティアと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年8月期において監査を執行した公認会計士は相馬裕晃氏、梶原大輔氏、の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(d) 経営会議

当社の経営会議は、取締役及び事業部のマネージャーで構成されております。経営会議は月2回開催されており、経営数字の進捗と、予算達成に対する課題の抽出と課題解決策、また各事業部の課題とその対応策等を協議、決定しております。

(e) 内部監査

当社グループは、代表取締役に直接指名された内部監査担当者(1名)を設置し、内部監査担当は、内部監査規程に基づき、業務の適正性及び効率性を確保するために監査を実施しております。監査

はクロス監査方式を採用しており、部門間の相互チェックを通じて監査の客観性を高めています。監査結果は取締役会に報告され、必要に応じて改善指導やフォローアップを実施しております。また、監査役や監査法人との連携を通じて、監査業務の有効性及び透明性をさらに高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容及び企業規模を考慮し、現場のコーポレート・ガバナンス体制が、適切かつ機動的な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、取締役会、各種会議及び監査役の監視・監督機能を十分発揮することができる体制であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

| | 補足説明 |
|-----------------|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 当社は、株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は、8月決算のため集中日を回避できる設定が可能であると考えております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 |
|---------------------|--|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 今後検討すべき事項であると考えております。 |
| IR資料をホームページ掲載 | 当社ホームページ内にIR専用ページを開設し、TDnetにおいて開示された行者情報、決算情報、各種プレスリリース等を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。 |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 経営管理部門管掌取締役を責任者とし、経営管理部を担当部署としてIR活動を行っていく予定です。 |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社では、株式取扱規則を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、お客様、株主、投資家、従業員、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、貴取引所ので定める適時開示規則に準じた、迅速かつ正確な情報開示を行います。あわせて、当社をご理解頂くために有効と思われる情報につきましても、積極的な情報開示に努めてまいります。 |

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、当社の正当な企業価値を守るために、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、当社の全役員、従業員に周知徹底しております。反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

新規の取引先については取引開始前に、既存の継続取引先については原則として年に1回、反社チェックを実施しております。さらに、取引先との間で締結する契約書については、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

V. その他

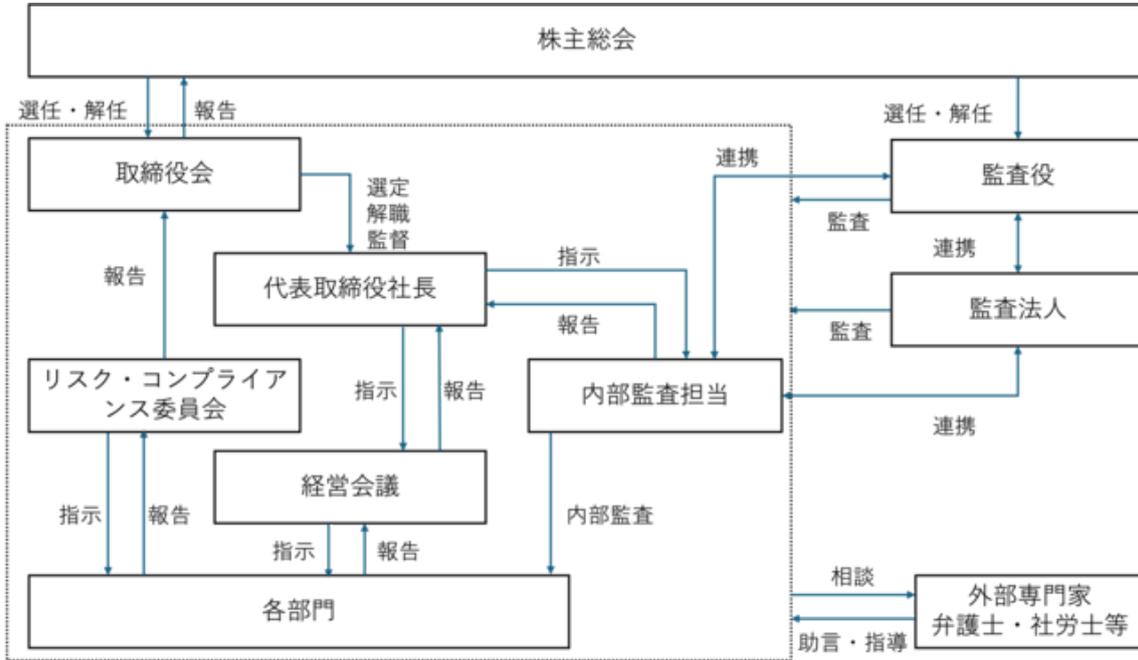
1. 買収防衛策導入の有無

| | |
|---------|----|
| 買収防衛策導入 | なし |
|---------|----|

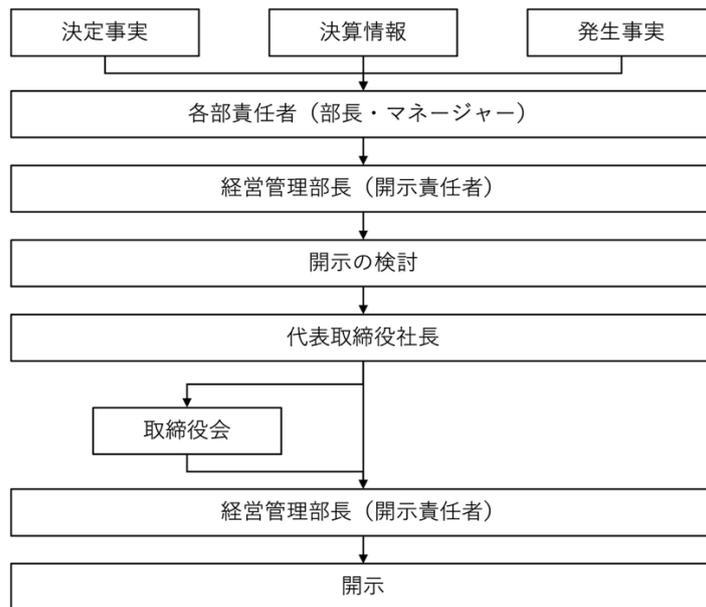
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上